

所 属	災害対策課
所属長	清水 計秀
電 話	06-6489-6165

災害時における資材及び生活物資等の確保並びに施設の利用 に関する協定を締結します

1 目的

尼崎市では、市内に店舗を構えるロイヤルホームセンター株式会社（尼崎市南塚口町 4 丁目 5 番 8 8 号）と、災害時における必要な資材及び生活物資の確保や迅速な市民への提供並びに施設の利用協力を目的として、協定を締結します。

2 協定相手方

ロイヤルホームセンター株式会社 （大阪市西区阿波座 1 丁目 5 番 1 6 号）

3 協定内容

- (1) 資機材及び衛生用品、日用品などの生活物資等の提供
- (2) 災害時における施設の利用協力

4 協定期間

協定締結日（令和 7 年 2 月 2 5 日）から令和 7 年 3 月 3 1 日まで（1 年毎の更新）

5 協定書

別紙のとおり

以 上



ロイヤルホームセンター 塚口店

災害時における資材及び生活物資等の確保並びに施設の利用に関する協定

尼崎市(以下「甲」という。)とロイヤルホームセンター株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における資材及び生活物資等(以下「物資等」という。)の確保並びに施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、尼崎市において地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、甲から乙に対して行う物資等の確保及び施設の利用協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、市民生活を早期に安定させることを目的とする。

(物資等の協力要請)

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

2 甲は、乙の管理及び所有する駐車場、施設、トイレ等について可能な範囲で、甲が行う災害時の応急対策業務に提供するよう依頼できるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条第1項に掲げる要請を受けたときは、尼崎市内に存する店舗が保有または調達可能な物資等について速やかに対応するものとする。

2 乙は、甲から前条第2項に掲げる依頼を受けたときは、尼崎市内に存する店舗において業務上支障のない範囲内で対応することができる。

(要請の方法)

第4条 甲が前条第1項に掲げる物資等の供給を受けようとする時は、出荷要請書(様式第1号)をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

(物資等の引渡し)

第5条 物資等の取引場所等は甲乙協議の上、定めるものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、甲が乙に提出する出荷確認書(第2号様式)により確認のうえこれを引き取るものとする。
なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が、第3条及び第5条の規定により要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、原則として30日以内に代金を支払うものとする。

(物資等の価格)

第7条 物資等の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定する。

(障害死亡等補償)

第8条 この協定に基づく業務により乙の業務従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(損害負担)

第9条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡責任者の選任及び報告)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

以 上

令和7年2月25日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 松本 眞

Ⓜ

乙 大阪市西区阿波座1丁目5番16号

ロイヤルホームセンター株式会社

代表取締役社長 中山 正明

Ⓜ